

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当)  
のときは、その  
翌日)

◇告 示 目 次  
農地法第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積等

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十三号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積及び同法第六条第一項第二号の小作地の面積を次のとおり定め、昭和四十五年十二月鳥取県告示第八百五十八号(農地法第三条第二項第五号の規定による農地又は採草放牧地の面積等については、廃止する。

昭和五十一年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市		郡市名	区	域
浜坂、覚寺、円護寺、青葉町一丁目、二丁目及び	○・四	〇・八	巴通寺及び馬場	〇・五
白兔、小沢見、内海中、御熊、三津、妙徳寺、双	〇・五	〇・七	六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、松原、福井、	〇・五
金沢、大畑、塩見、辛川、高殿、六反田及び伏野	〇・五	〇・七	坂、西今在家、北村及び本高	〇・五
野寺、服部、葛蒲、徳尾、高路、有富、中村、篠	〇・五	〇・八	野、河内、榎原、松上、細見、尾崎、上原、上段、	〇・五
猪子、向国安、竹生、上味野、朝月、源太、下味	〇・五	〇・八	八坂、橋本、国安、蔵田、岩坪、上砂見、中砂	〇・五
見、下砂見、赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕、	〇・五	〇・八	香取、弥宜谷及び商栄町	〇・五
井、生山、桂木、船木、広岡、海蔵寺、紙子谷、	〇・五	〇・九	湖山町、秋里、江津、安長、徳吉、南隈、晚稲、	〇・五
中大路、久末、古郡家、美和、越路、杉崎、津ノ	〇・五	〇・九	雲山、新、大杓、桜谷、正蓮寺、東今在家、下	〇・五
段、大塚、野坂、宮谷、島、大櫛、里仁、岩吉、	〇・五	〇・九	足立、布勢、桂見、高住、良田、三山口、東大路、	〇・五
香取、弥宜谷及び商栄町	〇・五	〇・九	へクター	〇・九

米子市		三丁目、田園町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、松並町一丁目、二丁目及び三丁目、小西谷、岩倉、卯垣、滝山、百谷、数津、叶、官長、的場、大覚寺、吉成、古市並びに賀露町並びに鳥取市の区域のうち昭和二十八年七月一日町村合併前の区域(各町ごと)	○・四	○・七
皆生、上福原、中島、車尾、観音寺、米原、東福原、西福原、両三柳、河崎、旗ヶ崎、上後藤、安倍、夜見町及び彦名町並びに米子市の区域のうち昭和二十八年十月一日町村合併前の区域(各町ごと)		岡、大崎及び葭津	○・五	○・七
		尾高、国安、泉、下郷、日下、福万、万州府、河	○・五	○・七
		吉岡、熊覚、浦津、蚊屋、今在家、二本木、福市、諏訪、八幡、別所、大袋、上安曇、下安曇、青木、榎原、兼久、新山、古市、吉谷、橋本、奈喜良、石井、奥谷、日原、宗俊、一部、上新印、赤井手、古豊千、高島、東八幡、水浜及び美吉	○・五	○・九
		富安	○・二	○・七
		田島、西品治及び吉岡温泉町	○・三	○・七
		古海	○・三	○・八
倉吉市				
		大原、栗尾、上余戸、下余戸、八屋、伊木及び山根	○・四	○・七
		上井、海田、福庭、清谷、円谷、米田町、駄経寺町、巖城、下田中、上井町二丁目及び二丁目、大平町並びに昭和町	○・三	○・七
		富海及び西倉吉町	○・五	○・八
		小田、下古川、古川沢、新田、井手畑、中江、大塚、穴窪、小鴨、中河原、北野、生田、丸山町、岡田、福守町、菅原、岩倉、大宮、東鴨、下大江、	○・五	○・八
		若、福積及び岡	○・五	○・八
		下米積、上來積、下福田、上福田、服部、今在家、桜、河来見、上大立、大立、立見、椋波、盤	○・五	○・八
		谷	○・五	○・九
		横田、黒見、福光、国分寺、国府、大谷、不入岡、和田、秋喜、耳、鴨河内、広瀬、福山、石塚、上古川、蔵内、三江、福本、福富、志津、尾田、沢谷、俣谷、寺谷、上神、北面、穴沢、尾原、谷鋤、別所、杉野、津原、中野、大河内、森及び長	○・五	○・九
		大篠津町	○・二	○・三
		富益町及び和田町	○・三	○・七
		住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮	○・三	○・七
			○・七	○・七

岩美郡	川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、二丁目及び三丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、二丁目及び三丁目、福吉町、福吉町二丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目及び二丁目、旭田町、余戸谷町、河原町、八幡町並びに金森町 渡町、森岡町、高松町、竹内町、福定町、中野町、佐斐神町、小篠津町及び新屋町 外江町、岬町、花町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、相生町、中町、末広町、本町、日ノ出町、笑町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、大正町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町及び上道町 国府町大字山根、神垣、清水、岡益、谷、玉鉾、糸谷、高岡、美敷、広西、庁、町屋、宮ノ下、奥谷、中郷、国分寺、法花寺、三代寺及び安田 国府町大字神護、殿、上地、上荒舟、荒舟、山崎、中河原、松尾、吉野、新井、雨瀧、木原、下木原、石井谷、大石、栃本、楠城及び拾石 岩美町大字太田、本庄、河崎、新井、恩志、高山、鳥越、洗井、銀山、蒲生、馬場、相山、白地、長谷、真名、岩井、宇治、唐川、大坂、小田、外邑、延興寺、池谷、黒谷、荒金、院内、長郷、	○・五	○・八
	境港市 外江町、岬町、花町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、相生町、中町、末広町、本町、日ノ出町、笑町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、大正町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町及び上道町 国府町大字山根、神垣、清水、岡益、谷、玉鉾、糸谷、高岡、美敷、広西、庁、町屋、宮ノ下、奥谷、中郷、国分寺、法花寺、三代寺及び安田 国府町大字神護、殿、上地、上荒舟、荒舟、山崎、中河原、松尾、吉野、新井、雨瀧、木原、下木原、石井谷、大石、栃本、楠城及び拾石 岩美町大字太田、本庄、河崎、新井、恩志、高山、鳥越、洗井、銀山、蒲生、馬場、相山、白地、長谷、真名、岩井、宇治、唐川、大坂、小田、外邑、延興寺、池谷、黒谷、荒金、院内、長郷、	○・二	○・七

八頭郡	高住及び岩常 福部村全域 国府町大字麻生 岩美町大字相谷、牧谷、浦富、大谷及び岩本 岩美町大字田河内、陸上、大羽尾及び小羽尾 岩美町大字田後及び網代 郡家町大字井古、稲荷、下坂、奥谷、宮谷、郡家、堀越、福本、門尾、下門尾、延明寺、大坪、上峰寺、下峰寺、山上、山田、花原及び山路 船岡町大字下濃、船岡、坂田及び破岩 河原町大字山手、郷原、三谷、今在家、徳吉、片山、高福及び釜口 郡家町大字池田、土師百井、石田百井、万代寺、久能寺、西御門、殿、大門、市谷、花、覚王寺、篠波、上津黒、下津黒、別府、麻生、落岩、明辺、姫路、福地、山志谷及び野町 船岡町大字大江、下野、橋本、塩上、水口、殿、上野、福井、郡家、見槻中、見槻、西谷及び志子部 河原町大字天神原、河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原、布袋、稲常、本鹿、牛戸、神馬、小河	○・四	○・九
	岩美町大字田後及び網代 郡家町大字井古、稲荷、下坂、奥谷、宮谷、郡家、堀越、福本、門尾、下門尾、延明寺、大坪、上峰寺、下峰寺、山上、山田、花原及び山路 船岡町大字下濃、船岡、坂田及び破岩 河原町大字山手、郷原、三谷、今在家、徳吉、片山、高福及び釜口 郡家町大字池田、土師百井、石田百井、万代寺、久能寺、西御門、殿、大門、市谷、花、覚王寺、篠波、上津黒、下津黒、別府、麻生、落岩、明辺、姫路、福地、山志谷及び野町 船岡町大字大江、下野、橋本、塩上、水口、殿、上野、福井、郡家、見槻中、見槻、西谷及び志子部 河原町大字天神原、河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原、布袋、稲常、本鹿、牛戸、神馬、小河	○・一	○・七

<p>内、湯谷、小畑、弓河内、北村、八日市、和奈見、水根、山上及び小倉 八東町(才代及び南を除く。)全域 若桜町大字蓄米、茗荷谷、測見、湯原、長砂、不香田、糸白見、根安、岸野、大炊、浅井、屋堂羅、諸鹿、米見野、赤松、三倉及び若桜 用瀬町大字、金屋、樟原、川中、宮原、安藏、屋住、江波、用瀬、家奥、鷹狩、赤波及び美成</p>	<p>郡家町大字市場及び米岡 河原町大字曳田、佐貫及び中井 八東町大字南 若桜町大字高野 智頭町大字大屋、早瀬、野原、真鹿野、奥木、大背、東字塚、西字塚、河津原、岩神、坂原、中田、惣地、新見、口波多、波多、口字波、宇波、篠坂、毛谷、大内、郷原、西野、大呂、芦津、八河谷、三田、山根、穂見、木原、埴師、横田、三吉、慶所、市瀬及び南方</p>	<p>船岡町大字隼福 若桜町大字落折、小舟、大野、中原、岩屋堂、吉川及び須澄 佐治村全域 智頭町大字尾見、西谷、中原、福原及び駒掃</p>
	<p>○・四</p>	<p>○・三</p>
<p>○・八</p>		

<p>気高郡</p>							
<p>八東町大字才代 用瀬町大字用瀬及び別府 智頭町大字智頭</p>	<p>気高町大字宿、土居、重高、二本木、下坊本、日光、殿、下石、飯里、上原、山宮、睦逢、会下、郡家及び高江 鹿野町大字鹿野、末用、閑野、広木、水谷、今市、寺内、宮方、中園、岡木及び乙亥正 青谷町大字鳴滝、北河原、亀尻、山田、吉川、露谷及び絹見</p>	<p>気高町大字上光、下光元、常松、富吉及び奥沢見 鹿野町大字小別所、鷲峰及び河内 青谷町大字蔵内、大坪、奥崎、養郷及び善田</p>	<p>青谷町大字桑原、澄水、楠根、紙屋、田原谷及び八葉寺</p>	<p>気高町大字宝木</p>	<p>気高町大字八束水、下原、八幡、勝見及び浜村 青谷町大字小畑、河原、山根及び早牛</p>	<p>青谷町大字青谷、長和瀬及び井手</p>	<p>気高町大字酒津</p>
<p>○・二</p>	<p>○・五 ○・九</p>	<p>○・五 ○・八</p>	<p>○・五 ○・七</p>	<p>○・四 ○・八</p>	<p>○・三 ○・七</p>	<p>○・二 ○・七</p>	<p>○・一</p>
<p>北条町大字江北及び国坊</p>							

<p>西伯郡 関金町大字山口、郡家及び関金宿 下西谷及び旧代</p>	<p>羽合町大字長瀬、久留、田後、水下、上浅津、下浅津、南谷及び光吉 東郷町(田畑及び久見を除く。)全域 三朝町大字中津、神倉、東小鹿、西小鹿、高橋、西尾、吉田、俵原、三徳、坂本、片柴、余戸、鉛山、柿谷、福吉、笏賀、小河内、福田、下谷、吉尾、鎌田、森、本泉、今泉、湯谷、牧、赤松、大柿、恩地、助谷、久原、曹源寺、木地山、加谷、穴鴨、大谷、下畑、福山、福本、上西谷、</p>	<p>大栄町大字西高尾、東高尾、岩坪、上種、下種、西穂波、島、穂波、原、瀬戸、東園、西園及び六尾 東伯町大字野井倉、中津原、三本杉、別宮、古長、矢下、宮場、八反田、法万、杉地、光好、法藤、金、杉下、下大江、美好及び三保 赤碕町大字笹津、八幡、梅田、湯坊、光及び尾張</p>
<p>○・五</p>	<p>○・五</p>	<p>○・五</p>
<p>○・七</p>	<p>○・八</p>	<p>○・九</p>

  

<p>日吉津村全域 淀江町大字佐陀、小波、中間、平岡、福頼、西尾原、中西尾、富繁、稲吉、高井谷、福岡、本宮、</p>	<p>西伯町大字境、福成、阿賀及び清水川 会見町大字金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、荻名、落木及び朝金 岸本町大字小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷</p>	<p>羽合町大字橋津、上橋津及び赤池</p>	<p>赤碕町大字赤碕、松谷、別所及び出上</p>	<p>三朝町大字砂原、三朝、山田、横手及び大瀬泊村全域</p>	<p>東伯町大字下伊勢</p>	<p>大栄町大字亀谷</p>	<p>北条町大字土下、米里、島北尾、田井、弓原、下神、松神及び曲 大栄町大字由良宿、妻波及び大谷 東伯町大字野田、福永、大杉、山田、公文及び倉坂 赤碕町大字勝田、西宮、太一垣、佐崎及び中村</p>
<p>○・五</p>	<p>○・二</p>	<p>○・三</p>	<p>○・四</p>	<p>○・四</p>	<p>○・四</p>	<p>○・四</p>	<p>○・九</p>
<p>○・九</p>	<p>○・七</p>			<p>○・八</p>	<p>○・八</p>	<p>○・九</p>	<p>○・九</p>

西伯郡		福井及び今津 大山町大字稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、 上万、平田、平、坊嶺、宮内、佐摩、今在家、 豊房、飯戸及び赤松 中山町大字羽田井、東積、八重、樋口、石井垣、 退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、 下市、杉河原及び豊成		
西伯町大字能竹、下中谷、上中谷及び大木屋 岸本町大字丸山、小林、大原、須村、真野、番原、 福岡、久古、口別所及び清原 大山町大字所子、平木、野田、清原、唐王、末吉、 国信、福尾、上野及び末長 中山町大字下甲、赤坂、潮音寺、御崎及び栄田	○・五	○・八		
西伯町大字北方、猪小路、原、西、絹屋、倭、与 一谷、鍋倉、馬場、徳長、武信、道河内、伐株、 鴨部、落合、福頼、掛相、六馬、佐良、中、八 金及び東上 会見町大字天万、三崎、寺内及び田住 岸本町大字上絹見、立岩、吉定、岸本、押口、吉 良及び遠藤 淀江町大字淀江及び西原 名和町(御来屋及び押平を除く。) 全域 大山町大字中高及び神原	○・四	○・七	○・五	○・八
日野郡		会見町大字宮前 中山町大字田中 西伯町大字法勝寺 名和町大字押平 名和町大字御来屋	○・四	○・七
日南町大字折渡、印賀、宝谷、菅沢、茶屋、笠木、 福万来、佐木谷、福寿美、福塚、神福及び豊栄 日南町大字阿毘縁、下阿毘縁、花口、神戸上、上 石見、下石見及び三吉 江府町大字小江尾、久連、佐川、柿原、吉原及び 大河原 溝口町大字福岡、畑池、福居、焼杉、船越、福島、 福吉、二部、栃原、大滝、大坂、富江、福兼、添 谷及び大内 日南町大字河上、宮内、矢戸、丸山、霞、生山、 多里、湯河、萩原、上萩山及び新屋 日野町(根雨、下榎及び黒坂を除く。) 全域 江府町大字武庫、洲河崎、下安井及び俣野 溝口町大字溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮	○・五	○・九	○・二	○・三
○・五	○・七	○・三	○・八	○・七

日野町大字根雨	日南町大字三栄 日野町大字黒坂	日野町大字下榎	江府町大字江尾 溝口町大字三部	原、莊父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、 金屋谷及び岩立
○・二	○・三	○・四	○・四	
	○・七		○・八	